

## 国立大学法人岩手大学副学長の業務分担について

令和6年3月29日学長裁定

国立大学法人岩手大学副学長に関する規則第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学副学長の業務分担について、次のように定める。

役 職 名	業務分担
副学長（総合科学研究科・協創教育・生涯学習担当）	総合科学研究科の運営に関する事 協創教育に関する事 生涯学習に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
副学長（図書館・IR・広報担当）	図書館に関する事 IRに関する事 広報に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
副学長（国際連携担当）	国際連携に関する事 陸前高田グローバルキャンパスに関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
副学長（ダイバーシティ・環境マネジメント担当）	ダイバーシティに関する事 環境マネジメントに関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
副学長（情報統括・データサイエンス教育担当）	情報統括に関する事 データサイエンス教育の推進に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
副学長(財務・労務担当)	財務に関する事 労務に関する事 基金に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事

### 附 則

この学長裁定は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この学長裁定は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この学長裁定は、令和6年4月1日から施行する。